

海上運送法施行令及び船員法関係手数料令の一部を改正する政令案要綱

第一 海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）の一部の施行に伴い、海上運送法施行令（昭和三十年政令第二百七十六号）及び船員法関係手数料令（昭和三十七年政令第三百六十二号）について所要の規定の整理を行うものとする事。 （本則関係）

第二 この政令は、海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年七月一日）から施行するものとする事。 （附則関係）